

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第29回本部員会議

日 時：平成31年4月17日（水）
13時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

I 防疫措置の対応について

1 農場の概要

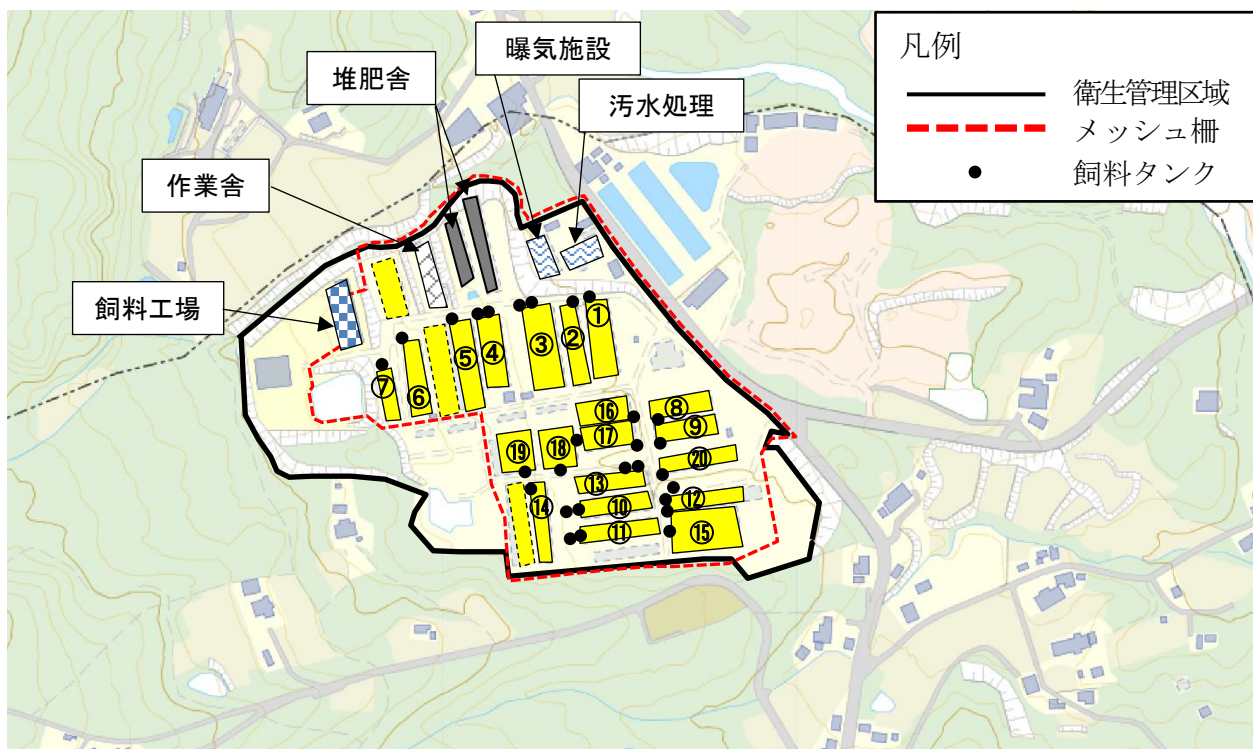
(1) 農場名：未公表

(2) 飼養状況：9,628頭（親豚905頭、子豚8,723頭）

<位置図>



<敷地図>



① ~ ⑳：豚舎

<埋却地>



2 と畜場の概要

(1) と畜場名：岐阜市食肉地方卸売市場（岐阜市境川5-148）

(2) 係留豚：63頭

当該養豚場出荷豚46頭

同一の係留場に飼養されていた豚17頭

<位置図>



<敷地図>



3 これまでの経緯

- 2月18日（月） 国による飼養衛生管理基準の現地指導を実施
- 3月21日（木） 県によるフォローアップのための現地指導を実施
- 4月 5日（金） 国による改善状況の現地確認を実施
- 4月16日（火）
- 13:45 飼養者から、東濃家畜保健衛生所へ出荷予定の豚3頭が死亡との連絡あり
（うち2頭せき、1頭発育不良、同居豚1頭の体温41℃）
当該農家に移動自粛を要請
 - 14:30 交差の恐れがあると畜場への事前連絡
 - 15:00 東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施
同居豚13頭の体温測定及び採血を実施
（体温40℃以上：13頭中3頭、チアノーゼなし）
 - 16:00 13頭分の血液及び死亡豚3頭を中央家保へ移送
 - 22:40 移動制限区域内農場（1農場）及び搬出制限区域内農場（2農場）への事前連絡
- 4月17日（水）
- 1:30 PCR検査開始
 - 9:30 PCR検査結果 9頭 陽性
 - 10:55 移動制限区域内農場（1農場）への事前連絡
 - 11:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定
移動制限区域内2農場へ移動制限を実施
搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施
発生農場と交差の恐れがある農場（3農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限
交差の恐れがあると畜場の事業を制限

4 防疫措置について

(1) スケジュール

	4月 17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	～	～	～	28 日	29 日	～	5月 16 日	17 日	～	27 日	28 日	
発生農場・と畜場	PCR検査 陽性判定豚 コロナ疑似患畜確定	殺処分																	
		埋却											防疫措置完了						
		汚染物品 処理・消毒																	
周辺農場	消毒ポイント 移動制限区域 (3 km)																		
													← 防疫措置完了後 28日						
消毒ポイント 搬出制限区域 (10 km)																			
												← 防疫措置完了後 17日							
終息																			

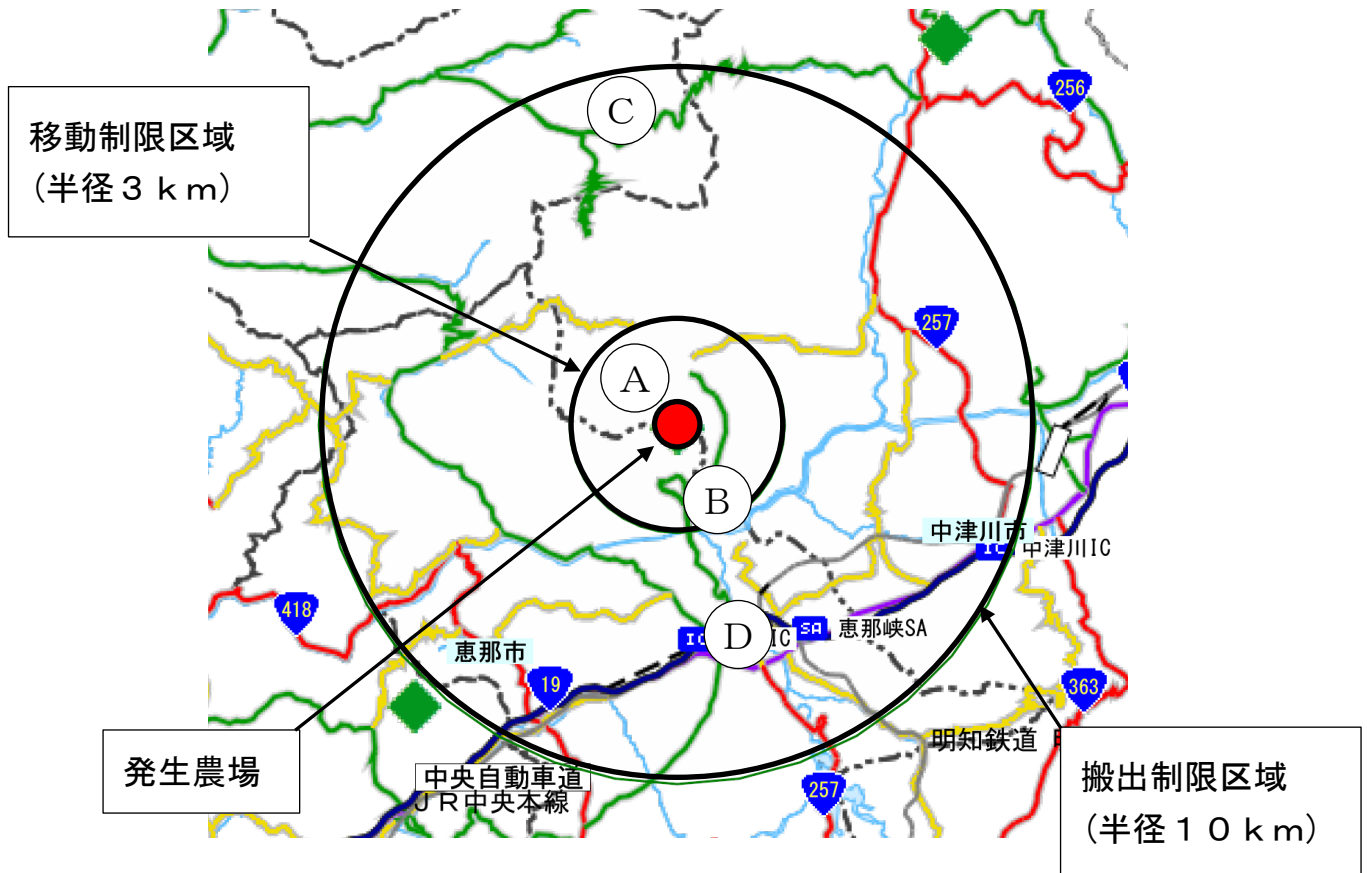
※目安時間：1,000～2,000頭で殺処分24時間、埋却72時間

(2) 防疫体制 (予定)

	獣医	県職員	自衛隊	市町村 職員	民間 業者	合計
殺処分、農場消毒	369	1,222	375	0	0	1,966
埋却作業	0	1,650	150	0	360 [建設業協会]	2,160
消毒ポイント	0	144	0	72	0	216
集合場所等	0	1,081	0	0	35	1,116
合計	369	4,097	525	72	395	5,458

5 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域（発生農場から半径3 km圏内） 2農場
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径10 km圏内） 2農場



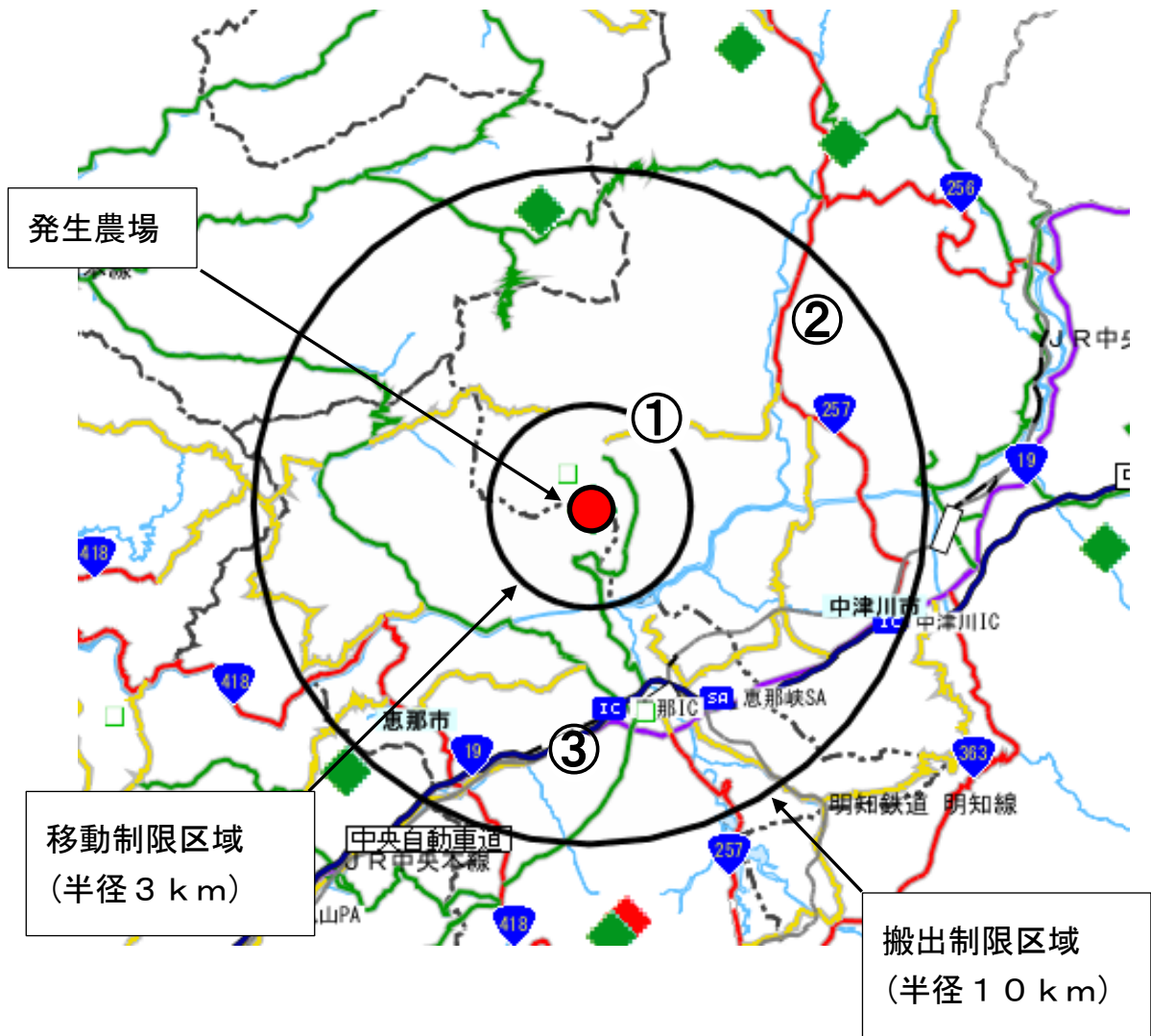
移動制限区域内（0～3 km範囲内）		
A	A農場	1頭
B	B農場	1頭
計		2頭

[4月16日 9時現在]

搬出制限区域内（3～10 km範囲内）		
C	C農場	529頭
D	D農場	1頭
計		530頭

[4月16日 9時現在]

6 消毒ポイントについて



	路線	場所	備考
①	県道 72 号	中津川市 蛭川	
②	国道 257 号	中津川市 福岡	
③	国道 19 号	恵那市 長島町	

II 今後の対応について

1 移動制限区域、搬出制限区域内の農場の制限について

(1) 移動制限区域内農場の制限

- ・区域内の農場の豚、飼料、排泄物等の移動の制限

移動制限区域：2農場（A、B農場） ※ 出荷なし

(2) 搬出制限区域内農場の制限

- ・搬出制限区域：2農場（C農場、D農場）

C農場：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

D農場：出荷なし

2 発生農場と交差の恐れがある農場（3農場）への対応について

- ・家畜伝染病予防法第32条に基づき、病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限
- ・1日2回の報告徴求
- ・立入検査の実施
- ・豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

3 県内と畜場における対応について

(1) 搬入された豚が疑似患畜と判定されたと畜場（岐阜市内）

- ・防疫措置完了後、国と協議のうえ、搬入・出荷を再開